

## 最低制限価格算定方式の変更について

町では、建設工事の発注に当たり、公正な競争と適正な価格での契約を推進するため、令和7年4月1日から下記のとおり取り扱うこととしましたので、お知らせします。  
(令和7年4月1日以降の入札公告又は指名通知の案件に適用します。)

### 1 建設工事における最低制限価格の算定方式の変更

(対 象)

設計額が130万円を超える建設工事

(改正内容)

1円単位まで設定していた最低制限価格を千円未満切り捨てとします。

なお、その他の算定方式については変更ございません。

(例)

(1) それぞれの率を乗算し、求めた額の1円未満を切り捨て

|        |                |   |             |
|--------|----------------|---|-------------|
| ・直接工事費 | 1,234,567.11…円 | → | 1,234,567円① |
| ・共通仮設費 | 123,456.22…円   | → | 123,456円②   |
| ・現場管理費 | 120,000.33…円   | → | 120,000円③   |
| ・一般管理費 | 100,100.44…円   | → | 100,100円④   |

(2) (1) で求めた額を合計し、千円未満を切り捨てた額に消費税及び地方消費税を加算した額が最低制限価格となる。

①+②+③+④=1,578,123円 → 1,578,000円

1,578,000円×110/100=1,735,800円 ⑤最低制限価格

※入札書との比較価格(最低制限比較価格)は消費税抜きの額(1,578,000円)